

官報 号外

昭和五十八年三月二十三日

第九十八回 参議院會議録 第八号

昭和五十八年三月二十三日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第八号

昭和五十八年三月二十三日

午前十時開議

第一 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要なる資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。

日程第一 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。
日程第一 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和五十八年三月二十三日 参議院會議録第八号

日程第二 原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要なる資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
以上兩案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長下条進一郎君。

審査報告書

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十八年三月二十二日
農林水産委員長 下条進一郎
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、寒冷地及び南九州畑作振興地域における農業者の経営の安定を図るため、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づき、営農改善資金の貸付けを受ける資格の認定申請期限を五年延長して、昭和六十三年三月三十一日までとしようとするものであつて、妥當な措置と認める。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案外 一件

なお、別紙の附帯決議を行つた。
一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、劣悪な自然条件下にある北海道及び南九州畑作農業の振興を図るため、土地基盤の整備等各般の施策を一層推進するとともに、次の事項の実現に努めるべきである。
一、土地利用型農業の生産性向上が農政の重要な課題とされている現状にかんがみ、長期的な展望に基づいた畑作農業の振興のための基本施策について、その総合的な実施に努めること。
二、畑作農業の安定を図るため、地方の維持増進、合理的な輪作体系の確立に努めること。
三、本法に基づく資金の貸付条件については、今後とも改善するよう努力するとともに、営農指導体制を強化すること。
四、北海道及び南九州等遠隔地の農産物流通の改善に資するための諸施策を引き続き実施すること。

右決議する。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十八年二月二十二日
内閣総理大臣 中曾根康弘

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

(北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部改正)
第一条 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和三十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。
(南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部改正)

第二条 南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和四十二年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要なる資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十八年三月二十二日
農林水産委員長 下条進一郎
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

外国政府による漁業水域の設定等に係る水産加工品の原材料の供給事情にかんがみ、食用水産加工品の安定的な供給の確保の必要性等を考慮して、農林漁業金融公庫等が、引き続き、水産加工施設の改良等に必要なる長期かつ低利の資金の貸付けの業務を特別に行うことができることとするため、現行法の有効期限を五年間延長して昭和六十三年三月末日までにしようとする

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案外 一件

昭和五十八年三月二十三日 参議院會議録第八号

北海道寒冷地畑作管農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作管農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案外一件 電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案外一件

一三二

ものであつて、妥当な措置と認める。
なお別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、特に費用は要しない。

附帯決議

水産加工工業は、我が国における重要な食料産業として、国民の食生活の安定に大きく貢献してきた。しかし、その現状は、諸外国の漁業規制の強化による加工原料魚の供給の不安定化、ねり製品を始めとする水産加工食品の需要の低迷等厳しい情勢下にあり、その克服が、緊急の課題となつて

いる。
よつて、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一、水産加工工業の脆弱な経営基盤の強化及び国民食生活の安定を図る見地から、本融資制度を含め、水産加工工業の振興に努めること。

二、本融資制度については、多獲性大衆魚の食用加工の実態等に即し、貸付対象地域の見直し等その適切な運用を図ること。

また、本資金と水産加工経営改善強化資金との関連性にも十分留意して、両資金の融資に必要な万全の措置を講ずること。

三、水産加工工業経営の体質強化のため、共同化、協業化の推進、協同組合の経営基盤及び組織力の強化を図るとともに、積極的に水産加工工業経営の実態把握に努めること。

四、我が国の地先沖合で漁獲される多獲性大衆魚の食用向け利用の増大を図るため、加工技術の開発、製品の普及に努めること。

五、原材料を含む水産物の輸入については、経営

基盤の脆弱な沿岸、中小漁業者が犠牲となることのないよう対処すること。
右決議する。

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十八年三月二十二日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔下条進一郎君登壇、拍手〕

○下条進一郎君 たいま議題となりました二法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、北海道寒冷地畑作管農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作管農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案は、北海道寒冷地及び南九州畑作振興地域における農業者の経営の安定を図るため、これら二法に基づく管農改善資金の貸付認定申請期限をさらに五年間延長し、昭和六十三年三月三十一日までとしようとするものであります。

委員会におきましては、畑作管農改善資金の貸付状況と今後の見通し、貸付条件の改善、畜産経営の実態と五十八年度政策価格の決定をめぐる諸問題等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、各会派共同提案による畑作振興施策の総合的実施等四項目にわたる附帯決議を全会一致をもつて行いました。

次に、原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案は、外国政府による漁業水域の設定等に係る水産加工品の原材料の供給事情にかんがみ、農林漁業金融公庫等が、引き続き、水産加工施設の改良等に必要な長期かつ低利の資金の貸し付けの業務を特別に行うことができるよう、現行法の有効期限を五年間延長して、昭和六十三年三

月三十一日までにししようとするものであります。委員会におきましては、本資金の融資実績、法延長の理由、水産加工工業の現状とその振興対策、諸外国との漁業交渉と加工原料魚確保対策等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、各会派共同提案による水産加工工業の振興に努めること等五項目にわたる附帯決議を全会一致をもつて行いました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(徳永正利君) これより両案を一括して採決いたします。
両案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。
よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第三 電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案
日程第四 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。通信委員長八百板正君。

審査報告書

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年三月二十二日
通信委員長 八百板 正
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、電話加入権に対する質権の設定の状況等にかんがみ、電話加入権に質権を設定することができ、昭和五十八年四月一日以降も当分の間許容しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年三月三日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案
電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案
電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案

昭和五十八年三月二十三日 参議院会議録第八号

年法律第三百十八号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「昭和五十八年三月三十一日まで」を「当分の間」に改め、同条第二項中「かつ、昭和五十八年三月三十一日までに」を削り、「同年四月一日以後も」を「前項の規定による質権の設定が許容されなくなつた後も」に改める。

第八条中「通信省令」を「郵政省令」に改める。
第九条中「通信省令」を「郵政省令」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十三条中「又は」を「若しくは」に改め、「しよ」とする者」の下に「又は同項の原簿を閲覧しようとする者」を加え、「政令で」を「公社が郵政大臣の認可を受けて」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年三月二十二日
通信委員長 八百板 正
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、電信電話等の需要を充足するための態勢が整つたことにかんがみ、加入電話加

入申込者等による電信電話債券の引受制度を昭和五十八年三月三十一日から廃止しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年三月三日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案
電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律(昭和三十五年法律第六十四号)は、廃止する。

附則
この法律は、昭和五十八年三月三十一日から施行する。

1 この法律は、昭和五十八年三月三十一日から施行する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律の一部改正)

2 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律(昭和二十七年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条第二項を削り、同条第三項中「第三条」を「第二条」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条を第三条とする。

(電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法の一部改正)
3 電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法(昭和三十八年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案外一件

昭和五十八年三月二十三日 参議院會議録第八号 造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

次、電信電話設備の拡充のための暫定措置に
関する法律を廃止する法律案は、現在加入電話等
公衆電気通信設備の拡充に要する資金の一部を調
達するため、暫定措置として加入電話加入申込者
等に電信電話債券を引き受けさせているが、電信
電話等の需要を充足するための態勢が整ったこと
にかんがみ、債券の引受制度を昭和五十八年三月
三十日限りで廃止しようとするものであります。
委員会におきましては、以上二法案を便宜一括
して審査し、電話加入者等による債券引受制度の
果たした役割り、今後の建設投資資金の調達方
法、設備料の引き下げ、電話加入権質の設定状況
と制度再延長の理由等の諸問題について質疑が行
われました。

質疑を終わりに、討論なく、順次採決の結果、両
法案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。
以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより両案を一括して採
決いたします。

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。
よって、両案は全会一致をもって可決されまし
た。

○議長(徳永正利君) 日程第五 造幣局特別会計
法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送
付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長戸
塚進也君。

審査報告書
造幣局特別会計法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年三月二十二日
大蔵委員長 戸塚 進也
参議院議長 徳永 正利殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、現下の厳しい財政事情及び補助
貨幣の引換え又は回収の状況等にかんがみ、補助
貨幣回収準備資金から一般会計の歳入への繰入
れについて、毎会計年度末における準備資金の
額のうち補助貨幣の発行現在額を超える額に相
当する金額とされている繰入れを、当該年度末
における準備資金の額のうち補助貨幣の引換え
又は回収その他造幣局の事業の状況を勘案して
政令で定める額を超える額に相当する金額とす
る繰入れに改めるほか、準備資金補足のための
一時借入金金の規定を設ける等の所要の措置を講
じようとするものであつて、おおむね妥当な措
置と認める。

二、費用
本法律施行に伴う補助貨幣回収準備資金から
の昭和五十八年度一般会計予算への繰入れ見込
額は、一兆千六百三十三億九千三百万円である。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十八年三月八日
参議院議長 徳永 正利殿

造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第六十三
号)の一部を次のように改正する。
第十條第三項中「第十四條第三項」を「第十四條
第五項」に改める。
第十八條の四の見出し中「繰入」を「繰入れ」に改
め、同条中「引換え又は回収」を「引換え又は回収及
び造幣局の事業並びにこの会計の固定資産の拡張
及び改良に、「うめる」を「埋める」に、「ことがで
きる」を「ものとする」に改める。
第十九條の二中「当該年度末における補助貨幣
の発行現在額」を「補助貨幣の引換え又は回収その
他造幣局の事業の状況を勘案して政令で定める
額」に、「こえる」を「超える」に改め、同条の次に
次の一条を加える。
(回収準備資金補足のための一時借入金)
第十九條の三 回収準備資金に属する現金に不足
があるときは、その不足する額を限度として、
この会計の負担において、一時借入金をして、
一時これを補足することができる。
2 前項の規定による一時借入金は、一年内に償
還しなければならない。
第七章中第三十五條を第三十六條とし、第三十

四條中「基く」を「基づく」に、「の外」を「のほか」に
改め、同條を第三十五條とする。
第三十三條の見出し中「繰越」を「繰越し」に改
め、同条中「支出済」を「支出済み」に、「繰越」を
繰越しに改め、同條を第三十四條とする。
第三十二條の次に次の一条を加える。
(国債整理基金特別会計への繰入れ)
第三十三條 第十九條の三第一項の規定による一
時借入金金の利子の支出に必要な金額は、毎会計
年度、国債整理基金特別会計に繰り入れられな
ばならない。

附則
この法律は、昭和五十八年四月一日から施行す
る。

「戸塚進也君登壇 拍手」
○戸塚進也君 ただいま議題となりました造幣局
特別会計法の一部を改正する法律案につきまし
て、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御
報告申し上げます。

本法律案は、現下の厳しい財政事情及び補助貨
幣の引きかえまたは回収の状況等にかんがみ、補
助貨幣回収準備資金から一般会計の歳入への繰り
入れについて、毎会計年度末における準備資金
の額のうち補助貨幣の発行現在額を超える額に相
当する金額とされている繰り入れを、当該年度末
における準備資金の額のうち補助貨幣の引きかえ
または回収その他造幣局の事業の状況を勘案して
政令で定める額を超える額に相当する金額とする
繰り入れに改めるほか、準備資金補足のための一
時借入金金の規定を設ける等の所要の措置を講じよ
うとするものであります。

委員会におきましては、減税財源としての準備資金の取り崩し要求に反して一般歳入として使用する事についての問題点、税外収入確保のための準備資金の取り崩しによる財政投融资資金への圧迫など財政体質悪化の可能性、補助貨幣増発に關する歯どめの必要性和インフレーション発生への危惧等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十四分散会

出席者は左のとおり。

議長	徳永 正利君
副議長	秋山 長造君
議員	中野 鉄造君 大川 清幸君
	渡部 通子君 桑名 義治君
	馬場 富君 高木健太郎君
	楠岡 洋君 中野 明君
	峯山 昭範君 中村 鋭一君

伊藤 郁男君	増岡 康治君
塩出 啓典君	太田 淳夫君
原田 立君	宮崎 正義君
井上 計君	堀江 正夫君
降矢 敬雄君	藤原 房雄君
矢追 秀彦君	黒柳 明君
田代富士男君	坂元 親男君
三木 忠雄君	鈴木 一弘君
渋谷 邦彦君	柏原 ヤス君
柄谷 道一君	木島 則夫君
原 文兵衛君	多田 省吾君
小平 芳平君	中尾 辰義君
田淵 哲也君	三治 重信君
新谷寅三郎君	安井 謙君
山田 勇君	中山 千夏君
前島英三郎君	美濃部亮吉君
山田耕三郎君	秦 豊君
青島 幸男君	真鍋 賢二君
田代由紀男君	谷川 寛三君
仲川 幸男君	名尾 良孝君
降矢 敬義君	藤井 裕久君
林 寛子君	野呂田芳成君
成相 善十君	井上 裕君
大木 浩君	安孫子藤吉君
井上 吉夫君	岡田 広君
亀井 久興君	上條 勝久君
志村 愛子君	中村 楨二君
河本嘉久蔵君	金井 元彦君
片山 正英君	中村 太郎君
中西 一郎君	斎藤 十朗君
八木 一郎君	塚田十一郎君
白井 莊一君	蔵内 修治君

上田 稔君	藤田 正明君
遠藤 政夫君	岩上 二郎君
前田 勲男君	沖 外夫君
大城 眞順君	宮澤 弘君
杉山 令肇君	藤井 孝男君
森山 眞弓君	田沢 智治君
関口 恵造君	三浦 八水君
井上 孝君	板垣 正君
大河原太一郎君	高平 公友君
江島 淳君	高橋 圭三君
田原 武雄君	下条進一郎君
熊谷 弘君	大島 友治君
伊江 朝雄君	斎藤栄三郎君
坂野 重信君	戸塚 進也君
夏目 忠雄君	鳩山威一郎君
中山 太郎君	遠藤 要君
古賀雷四郎君	鳴崎 均君
初村滝一郎君	稲嶺 一郎君
小林 国司君	世耕 政隆君
町村 金五君	熊谷太三郎君
西村 尚治君	楠 正俊君
山内 一郎君	植木 光教君
小澤 太郎君	木村 睦男君
岩動 道行君	松尾 官平君
岩本 政光君	野末 陳平君
村上 正邦君	福田 宏一君
大石 武一君	岡部 三郎君
梶原 清君	川原新次郎君
高木 正明君	内藤 健君
亀長 友義君	衛藤征士郎君
岩崎 純三君	長谷川 信君
大坪健一郎君	大木 正吾君

福岡日出磨君	宮田 輝君
佐々木 満君	堀内 俊夫君
後藤 正夫君	片山 甚市君
目黒今朝次郎君	増田 盛君
鈴木 省吾君	内藤馨三郎君
長田 裕二君	山崎 昇君
野田 哲君	安田 隆明君
梶木 又三君	土屋 義彦君
対馬 孝且君	小谷 守君
上野 雄文君	本岡 昭次君
鈴木 和美君	下田 京子君
大森 昭君	松前 達郎君
礪山 篤君	近藤 忠孝君
村沢 牧君	勝又 武一君
安恒 良一君	吉田 正雄君
安武 洋子君	佐藤 昭夫君
矢田部 理君	福岡 知之君
粕谷 照美君	沓脱タケ子君
山中 郁子君	寺田 熊雄君
片岡 勝治君	宮之原貞光君
和田 静夫君	松本 英一君
立木 洋君	神谷信之助君
小山 一平君	村田 秀三君
川村 清一君	田中寿美子君
苗ヶ久保重光君	市川 正一君
瀬谷 英行君	赤桐 操君
小柳 勇君	阿貝根 登君
八百板 正君	上田耕一郎君
大藏 大臣	竹下 登君
農林水産大臣	金子 岩三君

郵政大臣 松垣徳太郎君

議長の報告事項

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

源田 実君

補欠

梶原 清君

井上 吉夫君

森山 眞弓君

桑名 義治君

三木 忠雄君

佐藤 昭夫君

神谷信之助君

前島英三郎君

美濃部亮吉君

決算委員

辞任

森山 眞弓君

補欠

井上 吉夫君

議院運営委員

辞任

梶原 清君

補欠

源田 実君

神谷信之助君

佐藤 昭夫君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事 神谷信之助君 (神谷信之助君の補欠)

同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

領事関係に関するウィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記

法の一部を改正する法律案(閣法第四四号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)

商船における最低基準に関する条約(第四百四十七号)の締結について承認を求めるの件(閣条第八号)

外務委員会に付託

学校教育法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

原子爆弾被爆者等援護法案(森井忠良君外六名提出)(衆第四号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を大蔵委員会に付託した。

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(閣法第一号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)

製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣総理大臣から、臨時行政調査会設置法第二条の規定に基づく「行政改革に関する第五次答申」最終答申の報告を受領した。

去る十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

田淵 哲也君

補欠

伊藤 郁男君

農林水産委員

辞任

伊藤 郁男君

予算委員

辞任

大坪健一郎君

補欠

伊江 朝雄君

田代由紀男君

増岡 康治君

太田 淳夫君

原田 立君

神谷信之助君

下田 京子君

議院運営委員

辞任

佐藤 昭夫君

補欠

神谷信之助君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を大蔵委員会に付託した。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第三六号)

昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

伊藤 郁男君

補欠

田淵 哲也君

法務委員

辞任

小谷 守君

補欠

丸谷 金保君

宮本 顕治君

近藤 忠孝君

大蔵委員

辞任

藤田 正明君

補欠

谷川 寛三君

丸谷 金保君

多田 省吾君

三木 忠雄君

近藤 忠孝君

宮本 顕治君

文教委員

辞任

杉山 令華君

補欠

竹内 潔君

前島英三郎君

山田耕三郎君

社会労働委員

辞任

中野 鉄造君

補欠

馬場 富君

農林水産委員

辞任

山田耕三郎君

補欠

前島英三郎君

商工委員

辞任

田淵 哲也君

補欠

伊藤 郁男君

建設委員

辞任

谷川 寛三君

補欠

藤田 正明君

三木 忠雄君

多田 省吾君

予算委員

辞任

補欠

岡部 三郎君
仲川 幸男君
増岡 康治君
森山 眞弓君
古賀雷四郎君
田中 正巳君
梶原 清君
田沢 智治君
村上 正邦君
塩出 啓典君
原田 立君
下田 京子君
美濃部亮吉君

岩崎 純三君
藤井 孝男君
田代由紀男君
井上 吉夫君
山内 一郎君
福島 茂夫君
源田 実君
亀長 友義君
蔵内 修治君
桑名 義治君
太田 淳夫君
近藤 忠孝君
前島英三郎君

決算委員

辞任

補欠

井上 吉夫君
岩崎 純三君
藤井 孝男君

森山 眞弓君
岡部 三郎君
仲川 幸男君

議院運営委員

辞任

補欠

蔵内 修治君
源田 実君
亀長 友義君

村上 正邦君
梶原 清君
田沢 智治君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事 三治 重信君 (三治重信君の補欠)

農林水産委員会

理事 瀬谷 英行君 (村沢牧君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつ

て議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二九号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第四七号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第四六号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された議案を運輸委員会に付託した。

海上衝突予防法の一部を改正する法律案(閣法第三一号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三四号)審査報告書

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案(閣法第六号)審査報告書

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第一一号)審査報告書

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正す

る法律案(閣法第二九号)審査報告書

昭和五十八年三月二十三日 参議院會議録第八号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号

大蔵省印刷局

電話 東京 五三三三(大代) 号 105

定価一部
一〇〇円